

看護師

認定看護師紹介



透析看護認定看護師 吉松 紀子

認定看護師とは日本看護協会が認定している資格です。認定看護分野は、全部で21分野あり、当院には13分野17名の認定看護師がいます。

私は透析看護分野の認定看護師として、透析室に勤務しています。

みなさんは「透析」をご存じでしょうか。何らかの原因により腎臓の機能が低下した末期腎不全の患者さんに対して、血液中の老廃物や余分な水分を取り除いてきれいにする治療法です。



透析には「血液透析」と「腹膜透析」があります。どちらの治療法もメリットとデメリットがありますので、ご自身の病状とライフスタイルに合わせて治療法を選ぶことができます。日本の透析医療の進歩は目覚ましく、世界でもトップレベルです。透析導入後の5年生存率は60.8%、20年以上の透析歴の患者さんも年々増えています。しかし透析だけでは元の腎臓の一部分の役割しか補えません。そのため患者さんは食事や塩分水分制限など様々な自己管理を続けながら透析をしています。



当院の透析室は、透析機械とベッドがずらりと並び、非日常的な空間です。血液透析は、週3回通院するのですが、お仕事を続けながら透析通院される患者さんや、趣味や旅行を楽しんでいる患者さんがたくさんいらっしゃいます。私の役割は、患者さん自身がその人らしく療養生活を継続できるよう支えていくことです。患者さんが安全かつ安楽に治療が受けられるよう医療チームと協働してサポートするとともに、その為に、より良い看護を継続的に提供できるよう、看護スタッフへの教育と支援も行っています。

また、慢性腎不全を患ってみえる患者さんに対して、透析予防及び治療法を納得して選択できるようお手伝いすることも私の役割の一つです。

腎臓の病気は、はじめのうちは全く自覚症状がないため、病気に気づきにくいのが特徴です。健康診断などでタンパク尿を指摘されたら、放っておかず専門医の診察を早めに受けられることをお勧めします。透析に関する不安や困っていることなどがありましたら、いつでもご相談ください。